同志社大学経済学部・経済学会主催ディベート大会ルール 第1条 試合の進行

## 第1項

試合は、募集要綱に定める論題について日本語で行います。論題に付帯文がある場合には、論題の一部として扱います。

## 第2項

試合では、原則として5名の選手が立論・質疑・反駁・総括の各ステージと相手の質疑における応答とをそれぞれ担当するものとします。ただし、チームの選手が4名以下の場合、相手の質疑における応答は、立論担当者が担当するものとします。その他、大会に参加する選手については募集要綱の定めに従わなくてはなりません。

## 第3項

試合は、別表1の試合フォーマットに従い、司会者の指示によって進行します。選手と聴 衆は、司会者の指示に従わなくてはなりません。

## 第2条 各ステージの役割

## 第1項

肯定側立論では、論題を肯定するためのプランを示し、そのプランからどのようなメリットが発生するかを論証するものとします。否定側立論では、現状維持の立場をとるものと

し、主に肯定側のプランからどのようなデメリットが発生するかを論証するものとします。 す。

## 第2項

質疑では、立論の内容などについて質問を行います。質疑での応答は、立論の補足として 扱われます。

## 第3項

反駁では、主に、メリットやデメリットに対する反論、反論に対する再反論を行います。

## 第4項

総括では、主に、反論に対する再反論、それまでの議論の整理、メリットとデメリットの 大きさの比較を行います。

## 第3条 議論における注意事項

## 第1項

議論の論証のために、文献等をスピーチで引用することができます。引用に当たっては、 別に定める細則 A (証拠資料に関する細則) に従わなくてはなりません。

## 第2項

質疑で明らかとなった情報を議論に生かすためには、その後の立論や反駁、総括で改めて 述べる必要があります。

#### 第3項

相手が持ち出した主張・根拠に反論する場合を除き、立論で提出されていない主張・根拠 を、反駁や総括で新たに提出することはできません。

## 第4項

反駁で行えたにもかかわらず提出されていない反論を、総括で初めて提出することはできません。

## 第4条 判定

## 第1項

試合の判定は、本条に基づき各審判がそれぞれ独立して行います。審判は、メリットがデメリットより大きいと判断した場合には肯定側、そうでないと判断した場合は否定側に投票します。引き分けの投票をすることはありません。

#### 第2項

多くの審判の票を獲得した側が勝利となります。ただし、細則 B の規定に違反した場合 や、その他大会要綱に違反したことが試合中や試合後に判明した場合はこの限りではあり ません。

#### 第3項

審判は個々の論点について以下のように判断を行います。

1. 一方のチームが根拠を伴って主張した点について、相手チームが受け入れた場合、または 反論を行わなかった場合、提示された根拠をもとに審判がその主張の採否を判断します。

- 2. 一方のチームの主張に対して相手チームから反論があった場合には、審判は両者の根拠を 比較して主張の採否を決定します。
- 3. 証拠資料については、細則 A の規定を踏まえて、資料の内容や出典の信憑性をもとに評価します。細則 A に違反した場合、引用した証拠資料の信憑性が低く評価され、または証拠資料として引用されなかったものと判断されます。
- 4. 立論で提出されず、反駁や総括で新たに提出された主張・根拠(新しい議論)は、判定の対象から除外します。ただし、相手チームの持ち出した主張・根拠に反論する必要から生じた主張・根拠はこの場合にあたりません。
- 5. 相手チームの主張・根拠に対する反論のうち、反駁で行えたにもかかわらず総括で初めて 提出されたもの(遅すぎる反論)は、判定の対象から除外します。

## 第4項

審判は、個々のメリットやデメリットについて、以下の3点について検証を行い、大きさの判断を行います。

- 1. プランを導入しなければ、そのメリットやデメリットは発生しないこと。
- 2. プランを導入すれば、そのメリットやデメリットが発生すること。
- 3. そのメリットやデメリットが重要・深刻であること。

#### 第5項

審判は、個々のメリット、デメリットの判断をもとに、メリットの合計とデメリットの合 計の比較を行い、どちらに投票するかを決定します。その際、比較の基準が試合中に提示 されていれば、その論証の程度に応じて反映します。比較の基準が示されなかった場合は、審判の判断に委ねられます。

## 第5条 コミュニケーション点

## 第1項

各審判は、試合の勝敗とは別に、チーム外とのコミュニケーションと、チーム内でのコミュニケーションを評価し、コミュニケーション点の採点を行います。コミュニケーション点は、立論・質疑・応答・反駁・総括のそれぞれと、それらの間の連携について、次の5段階で採点し、合計したものをチームのコミュニケーション点とします。

- 5点 非常に優れている
- 4点 優れている
- 3点 普通
- 2点 改善の必要がややある
- 1点 改善の必要がかなりある

#### 第2項

審判は、話し方、スピーチの速度、議論の構成などを総合し、分かりやすいスピーチであったかという観点からコミュニケーション点を採点します。質疑・応答については、相手とかみ合ったやり取りをしていたかという観点からも評価します。また、連携については、異なるステージの間で選手同士のチームワークがとれていたかを評価します。

## 第6条 反則行為と処分

選手等に反則行為があったことが試合中や試合後に判明した場合、別に定める細則 B (反則行為に関する細則) や大会要綱に基づき、審判団や大会主催者の判断でその試合の敗戦や大会失格等の処分をすることがあります。

(別表1) 試合フォーマット

肯定側立論	6分		
		否定側準備時間	1分
		否定側質疑	3分
		否定側準備時間	1分
		否定側立論	6分
肯定側準備時間	1分		
肯定側質疑	3分		
		否定側準備時間	1分
		否定側反駁	4分
肯定側準備時間	2分		
肯定側反駁	4分		
		否定側準備時間	2分
		否定側総括	4分

肯定側準備時間	2分	
肯定側総括	4分	

## 細則 A (証拠資料に関する細則)

## 第1条

証拠資料として認められるものは、書籍、新聞、雑誌等、紙媒体に記録されたもの、 またはインターネット上で流布している情報で、日本国内において広くアクセス可能なもののみとします。

## 第2条

前条の定めにかかわらず、独自に行ったインタビューやアンケート等の調査については、 その調査対象や調査手法、調査時期の妥当性に応じて信憑性が評価され、証拠資料と認め られる場合があります。

## 第3条

図や表の証拠資料を引用する場合は口頭で読み上げるものとし、視覚的に掲示することは 認められません。また、外国語の文献をそのまま引用することは認められません。

## 第4条

試合で引用する証拠資料については、引用する文面(中略した場合は中略した部分の文面、または外国語の文献を独自に翻訳して引用した場合は翻訳前の文面を含みます)を記録し、請求に応じて提出できるように用意しておかなければなりません。

#### 第5条

試合で引用する証拠資料については、引用した証拠資料を第三者が確認できるよう、出典に関する情報を記録し、請求に応じて提出できるように用意しておかなければなりません。出典に関する情報とは、例えば、別表2のC欄の内容を指します。

## 第6条

証拠資料を引用する際には、記録した出典に関する情報のうち、信憑性の判断に特に関わる項目を示さなければなりません。信憑性の判断に特に関わる項目とは、例えば、別表 2 の B 欄の内容を指します。

## 第7条

証拠資料を引用する際には、引用の開始部分と終了部分を明示しなければなりません。また、原典の文面をそのまま引用できない場合は、元の文意を損なわない方法で引用しなければなりません。特に、証拠資料の文面を中略する場合は、中略を行ったことを引用中に明示しなければなりません。

## 第8条

各チームは、自分たちの準備時間中に、相手チームがそれまでに引用した証拠資料の文面 (中略した文面や翻訳前の文面を含みます)および出典に関する情報(以下、「証拠資料 の文面等」といいます)の提出を求めることができます。また、審判は、準備時間中およ び肯定側総括終了直後に、各チームがそれまでに引用した証拠資料の文面等の提出を求め ることができます。

#### 第9条

相手チームや審判から、それまでに引用した証拠資料の文面等の提出を求められた場合、 その準備時間中にその証拠資料の文面等を提出しなくてはなりません。求めに応じること ができないまま準備時間が終了してしまったとしても、提出する側は依然として提出する 義務を負います。その場合、いずれの側のものであっても、次の準備時間中に提出しなけ ればなりません。

## 第10条

証拠資料の文面等の提出を受けたチームは、その準備時間の終了までに証拠資料の文面等 を返却しなければなりません。

## (別表 2)

A 引用する資料	B 引用時に読み上げるべき	C 記録しておき、請求に	
	出典情報	応じて提出すべき出典情報	
書籍、雑誌記事	英老の戸書 爪々 改仁左	左記に加え、	
	著者の肩書・氏名、発行年	書名や雑誌名+巻号、	
	<b>*</b> 1、 <b>*</b> 2、 <b>*</b> 3、 <b>*</b> 4	引用部分のページ数	
インターネット 上の情報	著者の肩書、氏名、	左記に加え、	
	情報掲載年	サイトにアクセスした	
	<b>*</b> 1、 <b>*</b> 2、 <b>*</b> 3、 <b>*</b> 4、 <b>*</b> 5	日付、サイトの URL	
新聞	新聞名、発行年	左記に加え、	
	<b>%</b> 3、 <b>%</b> 4	発行年月日	
独自の調査	独自の調査であること	左記に加え、	
	自体の明示、調査対象、		
	調査手法、調査時期	調査の詳細	

- ※1 著者が組織の場合は、組織名を示す
- ※2 編著の場合は、引用部分を執筆した著者の肩書・氏名を示す
- ※3 引用した文面中に、出典として示した著者以外の人物による発言や文章が含まれる場合は、その発言者の肩書・氏名を示す
- ※4 外国語の文献を独自に翻訳した場合は、その旨を示す

※5 情報掲載年が不明の場合は、「掲載年不明」と示す

# 細則 B (反則行為に関する細則)

## 第1条

各審判は第3条に規定する各種の反則行為に対し、注意や制止をしたり、コミュニケーション点を減点したりすることができます。

#### 第2条

第1条に規定する反則行為への対処・処分は、選手からの指摘の有無にかかわらず、審判 独自の判断によって行うことができます。

#### 第3条

次の行為があったときは反則として、悪質な場合、審判団の判断でその試合を敗戦にする ことがあります。

- 1. 選手が、試合前に届けられたステージと異なるステージを担当したとき。
- 2. スピーチ中の選手に対して、他の選手が口頭でアドバイスを行ったとき。
- 3. 私語等により、スピーチの聞き取りを妨げる行為を行ったとき。
- 4. 審判や相手チームから証拠資料の提出が求められた際、これに応じないとき。
- 5. 証拠資料を捏造(ねつぞう)して使用したとき。
- 6. 証拠資料として元の文章を改変したものを引用したり、元の文意を変えるような不適切な 省略をしたりしたとき。
- 7. 選手等が司会者や審判の指示に従わず、試合の継続が困難と判断されるとき。
- 8. 選手が、試合中にチームの選手以外の者と相談をしたとき。

- 9. 選手が、試合中に電話・パソコン等を使用して通信したとき。
- 10. その他、試合中、選手に著しくマナーに反する行為があったとき。

## 第4条

前条各号の反則行為があったと考えられる場合、出場選手は試合中や肯定側総括直後に、 審判に申し出ることができます。その際は、相手チームのどの行為が、どの反則行為に該 当するのかを明示しなければなりません。

## 第5条

第3条各号の行為があったときのほか、募集要綱に従い、主催者の判断でその試合の敗戦 や大会失格等の処分をすることがあります。

## 第6条

第3条各号や第5条の規定により敗戦となったチームが生じた場合、相手チームがその試 合において全ての審判の票を得たものとみなし、コミュニケーション点は0点とします。

## 第7条

第3条各号や第5条の規定により双方のチームが敗戦や失格となった場合、各チームは、 その試合において一切の票を得なかったものとみなし、コミュニケーション点は0点とし ます。 このルールは、同志社大学経済学部・経済学会主催ディベート大会を行うにあたって、特定非営利活動法人全国教室ディベート連盟が定める『全国中学・高校ディベート選手権ルール(2022 年 02 月 20 日改正)』(https://nade.jp/koshien/rules/rule/)を一部改訂したものです。

## 同志社大学経済学部・経済学会主催ディベート大会ガイドライン

試合は「同志社大学経済学部・経済学会主催ディベート大会ルール」に基づいて行われます。このガイドラインでは、ルールに定めてはいないもののうち、選手の皆さんに推奨する行為を具体的に提示します。

## 1 コミュニケーション

選手は、審判・相手・聴衆に発言内容を分かりやすく伝えるようにしましょう。どんなに優れたものであっても、審判が発言内容を適切に理解できなければ、判定で考慮に入れられません。分かりやすく伝えるための注意点を以下に示します。

## 1) 伝達方法

聞きやすいスピーチの速度は、およそ 1 分間に 350~400 字程度といわれています。400字程度を目安に、練習をしておきましょう。

選手は、適切な速度のほか、明瞭な発音、十分な声量でスピーチを行いましょう。間をとったり、抑揚をつけたり、繰り返したりする習慣も身につけましょう。

原稿ばかりを見るのではなく、顔を上げて、審判・聴衆に伝わっているかを適宜確認しながらスピーチを行うようにしましょう。

#### 2) 構成方法

ロードマップ、ナンバリング・ラベリング、サインポスティング・エリアなどの手法を適切に用いましょう。

ロードマップ スピーチの冒頭で内容・順序など議論の全体像を簡潔に示す

ナンバリング
それぞれの議論に番号を付けその区切りと数を明確にする

ラベリング
それぞれの議論に内容を端的に表す見出しを付ける

サインポスティング
それぞれの議論において、これから話す内容がどの論点に対する

ものであるのかを、論点の番号や見出しを用いて示す

エリア
それぞれの議論において、主張を先に根拠を後に示した上で、最

後に主張を繰り返す(サインポスティングと併せて用いる場合

は、反駁の四拍子と呼ぶ)

#### 「肯定側立論の構成例】

メリットは~です。 (ロードマップ、ナンバリング・ラベリング)

現状のままでは解決が難しい~という問題があります。

その問題は極めて深刻な問題です。

そこで、以下のプランを提案します。 このプランで問題は解決されます。

#### [否定側立論の構成例]

デメリットは~です。 (ロードマップ、ナンバリング・ラベリング)

プランが実施されていない現状では~のような問題がありません。

プランを実施すると~という問題が発生します。

そのデメリットは極めて深刻なものです。

#### [反駁や総括の構成例]

まず~について論じ、その後~の議論を行います。 (ロードマップ)

まず、否定側は立論でデメリットの深刻性について~と主張しました。(サインポスティング)

しかし、それは違います。なぜなら、~だからです。

したがって、デメリットは深刻ではありません。(エリア)

#### 2 論題・プラン

付帯文に示されたプランに追加が必要な場合は、肯定側が立論で示しましょう。ただし、

論題・付帯文そのものを立論中で改めて述べる必要はありません。また、否定側が論題を

否定するためのプランを示すこと(カウンタープラン)はできません。

同志社大学経済学部・経済学会主催ディベート大会ルール

肯定側のプランが論題を肯定するためのものと言えるか(論題充当性)は、試合中の議論 に基づき審判が判断します。論題充当性のないプランから生じるメリットは、判定の対象 となりませんので注意しましょう。

## 3 メリット・デメリットの数

試合の時間は限られているので、メリット・デメリットの数は1つか2つにしましょう。 ディベートでは、根拠を十分に述べなければ主張だけを述べても意味がありません。判定 では、メリット・デメリットについて、数ではなく論証された大きさが問われます。

このガイドラインは、同志社大学経済学部・経済学会主催ディベート大会を行うにあたって、特定 非営利活動法人全国教室ディベート連盟が定める『全国中学・高校ディベート選手権ガイドライン (2022 年 02 月 20 日改正)』(https://nade.jp/koshien/rules/rule/)を一部改訂したもの